

第1章 計画策定にあたって

1.1 町田市のこれまでの取り組み

町田市は、71.65km²の市域に約43万人の人口を有し、南部を中心に住宅地が多くを占めています。一方で、町田市の代表的な河川である鶴見川、境川、恩田川の源流が市内にあって、その流域は町田市のほぼ全域を占め、生きものが多く生育・生息している自然環境も未だ多く残っています。様々な生きものが生育・生息する町田の自然環境（生態系*）は、町田市が誇る貴重な地域資源です。

市街地化が進む中で、残された自然環境のあり方や市街地の中の公園や緑地等での生きものの生育・生息環境の確保など、課題はたくさんあります。2014年4月に実施した「生きものや自然環境に関する市民意識調査」では、「生きものとのふれあいに満足している」と回答した市民はわずか8.2%です。旧石器時代から始まる町田市の歴史・文化は、生きものと人との暮らしの関わりによって育まれてきています。燃料や農産物、建材など多くを身近な自然環境から得ていた時代と違い、現在は生きものからの恵みが実感できなくなっているといえるでしょう。

町田市は、2000年3月に策定した「まちだエコプラン[△]」で、生態系を保全・回復・創出することの大切さを打ち出し、「町田市緑の基本計画2020[△]」などにより、緑地の保全や里山環境再生事業*など、生きものやその生育・生息環境を守る取り組みを進めてきました。しかし、必ずしも生物多様性*の保全を意識的に進めてきたとはいえず、近年は、自然環境の質的量的な変化等により、生物多様性が低下してきていることから、さらなる生物多様性の保全に向けての取り組みが求められています。

このような背景の中、2012年に第二次町田市環境マスタープラン[△]を策定し、その重点事業の1つとして「生物多様性保全のための仕組みづくり」を掲げ、2012年度と2013年度の2カ年で市内の生きものの生育・生息状況を把握するための調査を実施しています（資料編を参照）。「町田生きもの共生プラン」（以下、「本計画」という。）は、第二次町田市環境マスタープランに掲げた仕組みづくりのはじめの一歩として、2015年度から2021年度までの7年間を対象として策定した計画です。

なお、本計画は、生物多様性基本法[△]で規定している生物多様性地域戦略[△]に該当します。

タイトル「町田生きもの共生プラン」

私たちは、自然や生きものの恵みに支えられ暮らしています。

人の生活を支えたり、豊かにするため、様々なのちをもらって生きています。

自然のバランスを崩さず、将来にわたりその恵みを受けることができる、自然と共生する社会の実現に向けて、人と生きものが共に生きる町田を目指し、「町田生きもの共生プラン」としました。

* 生態系：生物とそれらをとりまく自然環境がお互いに関わりあいながら総合されたまとまりのこと。生産者、消費者および分解者から構成される。

* 里山環境再生事業：2005年度より、小野路町奈良ばい谷戸での伝統農法を用いた里山保全活動を市民公募で支援者を募り開始された事業。2009年度に公募市民が中心となってNPO法人を結成し、市民協働事業として里山の保全に継続して取り組んでいる。

* 生物多様性：様々な生物の豊かな個性とつながりのこと。生物多様性に関する条約では、生態系・種間（種）、種内（遺伝子）の3つのレベルにおいてそれぞれ多様性があるとしている。（詳細はp8のコラム参照）

2012年度と2013年度の生物相調査結果(1)

町田市の生きものの生育・生息状況を把握するために、2012年度と2013年度に陸域6ヶ所と水域6ヶ所で生物相*調査を実施しました。

1) 陸域の調査箇所

- ・まとめた緑や多様な自然を有する環境3ヶ所(相原、上小山田、小野路)
 - ・市街地でまとめた緑を有する環境3ヶ所(成瀬、鶴間、真光寺)

2) 水域の調査箇所

- ・里山*や郊外の住宅地、耕作地を流れる河川4ヶ所(川上橋・風戸橋(境川)、田中谷戸・桜橋(鶴見川))
 - ・住宅地を流れる河川2ヶ所(高瀬橋・都橋(恩田川))



* 生物相：特定の地域に生育・生息する生物の種類と組成。地域の自然の質を表す指標となる。

* 里山：農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて、形成・維持されている二次林*と、それに混在する農地、ため池、草地などで構成される地域のこと

* 二次林：自然林が伐採や焼失などによって破壊された後に、自然にまたは人為的に再生された樹林のこと。二次林は自然林とは異なる樹種になることが多く、町田市ではクヌギやコナラなどが代表種である。



2012年度と2013年度の生物相調査結果(2)

1) 陸域の調査箇所での確認種

(1) まとまった緑や多様な自然を有する環境

樹林地と草地等の複合的な環境を必要とするオオタカなどを確認しました。また、生息には樹林地と水辺の連続性を必要とするヤマアカガエルや、多摩丘陵をはじめとする関東南西部にのみ生育するタマノカンアオイを確認しました。



タマノカンアオイ



アブラゼミ

(2) 市街地でまとまった緑を有する環境

市街化が進んでも生育・生息が可能なタチツボスミレやアブラゼミ、ヒガシニホントカゲなどを確認しました。また、「(1) まとまった緑や多様な自然を有する環境」の調査箇所と比較して外来種* (植物)を多く確認しました。

2) 水域の調査箇所での確認種

(1) 里山や郊外の住宅地、耕作地を流れる河川

良好な水質環境を必要とするホトケドジョウやヒガシシマドジョウを確認しました。また、良好な水質環境を必要とする底生生物*として、サワガニやコシボソヤンマ、ヤマサナエを確認しました。



ホトケドジョウ



オイカワ

(2) 住宅地を流れる河川

良好な水質環境を必要とする種の確認数は、「(1) 里山や郊外の住宅地、耕作地を流れる河川」での確認数と比較して少ない結果で、オイカワやコイを確認しました。

* 外来種：もともとその地域に生育・生息していなかったが、人間の活動によって他の地域から運び込まれた生物。

* 底生生物：河川や池、沼、湖、海などの水底に生息している生物。



1.2 国・都の動向

国は、1993年に発効した「生物多様性条約[◇]」に基づき、1995年に「生物多様性国家戦略[◇]」を策定し、2008年には「生物多様性基本法」を制定しました。本法律では、第13条第1項において都道府県及び市町村において、“生物多様性地域戦略”を策定するよう努めなければならないとされています。

生物多様性基本法での生物多様性地域戦略に関する記述

(生物多様性地域戦略の策定等)

第13条第1項

都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

また、2010年には生物多様性条約第10回締約国会議(以下「COP10*」という。)が開催され、生物多様性の低下を止めるための2020年までの行動目標として「愛知目標*」が採択されました。本会議では、人々が古くから持続的に利用や管理を行ってきた農地や二次林などの二次的自然環境*における生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて、「SATOYAMAイニシアティブ*」を推進していくことが日本から提唱されました。さらに、2012年には、愛知目標の達成に向けて、「生物多様性国家戦略2012－2020」が策定されています。

一方、東京都は、1972年に「東京における自然の保護と回復に関する条例[◇]」を制定し、改正を重ね、規制、許可、希少動植物の保護・増殖等、広域行政としての施策を進めています。2012年には、生物多様性の保全に向けた基本戦略である「緑施策の新展開[◇]」が策定されました。



COP10

COP10では「戦略計画2011-2020(愛知目標)」、「民間参画の推進」、「自治体の取り組みの強化」等が合意されました。

* COP10: COPとは、「Conference of the Parties」の略で、締約国会議を意味する。生物多様性条約の他に、気候変動枠組条約のCOPも開催されている。名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)は、生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」や遺伝資源に関する「名古屋議定書」が採択されるなど、大きな成果を残した歴史的な会議となった。

* 愛知目標: 2010年に開催された「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」において、生物多様性の低下を止めるための2020年までの行動目標として採択されたもの。愛知県で会議が開催されたことから「愛知目標」と呼ばれている。(詳細はp5のコラム参照)

* 二次的自然環境: 人間活動によってつくられたり、人が手を加えることで管理・維持されてきた自然環境のこと。町田市の里山の環境はこれにあたる。

* SATOYAMAイニシアティブ: 日本の里地里山のような人々が古くから持続的に利用や管理を行ってきた農地や二次林などの二次的自然環境を対象として、生物多様性の保全とその持続可能な利用の両立を目指した取り組みのこと。COP10において日本が提唱した。(詳細はp6のコラム参照)



このように、生物多様性の保全に関する取り組みは、世界レベルでの取り組みから国内での取り組みへと、その機運は高まりをみせており、全国各地で生物多様性地域戦略等の計画策定や実践的な取り組みが進められています。

生物多様性に関する社会の動向

- 1993年 「生物多様性条約」の発効
- 1995年 「生物多様性国家戦略」【国】の策定
- 2008年 「生物多様性基本法」【国】の制定
- 2010年 「生物多様性戦略2010」【国】の策定
- 2010年 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催
- 2012年 「生物多様性戦略2012-2020」【国】の策定
「緑施策の新展開」【東京都】の策定

愛知目標

「愛知目標」は、2010年に開催されたCOP10において、2011年以降の新たな世界目標である「生物多様性戦略計画2011-2020」とともに採択されたものです。生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標は、2050年までの長期目標として「自然と共生する世界」の実現、2020年までの短期目標として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施すること」を掲げています。また、あわせて、短期目標を達成するために20の個別目標を定めています。

「愛知目標」という言葉は正式には、この個別目標を指しています。この中には、市民が生物多様性の大切さを知り、そのための行動を行うことや自然が失われていくことを最大限抑制すること、外来種をなくすこと、貴重な生きものを守ること、自然から得られる様々な恩恵を今後も受けられるようにすることなど、町田市においても、参考にすべき目標が掲げられています。

個別目標については、巻末の「資料編」をご覧ください。

「国連生物多様性の10年」

愛知目標の達成に貢献するため、COP10の議長国である日本の提案により、2011年から2020年までの10年間、国際社会のあらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて取り組むこととされました。これを受け、国内の様々な主体が参画する『国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)』が設立され、生物多様性の保全と持続可能な利用を、社会全体に組み込んでいくための活動が開始されています。この活動の中で、UNDB-Jが認定した取り組みについては、「国連生物多様性の10年日本委員会ロゴマーク」が付与されています。



国連生物多様性の10年
日本委員会ロゴマーク



SATOYAMAイニシアティブと町田市

生物多様性を保全するためには、手付かずの自然環境だけではなく、人の営みとともにつくられた自然環境を守る取り組みも大切です。このことは、国内だけではなく、海外の多くの地域でも必要なこととして考えられています。そこで、人の営みとともにつくられた自然環境を守る取り組みを、世界規模で進めていくものが「SATOYAMAイニシアティブ」と呼ばれるものです。

日本発の「SATOYAMAイニシアティブ」は、国内の各地に里地里山が存在していることが発端となっていますが、図師町や小野路町に残る里山景観も SATOYAMAイニシアティブの発想の原点のひとつとなっています。

環境省の「里なび」のホームページでは、国内の里山保全の取り組み事例の一つとして、「図師小野路歴史環境保全地域」での取り組みが紹介されています。

「図師小野路歴史環境保全地域」では、地元農家が中心となり設立された「町田歴環管理組合」が主体となって、古くから谷戸^{やと}*で行われていた伝統的な農法や植生管理手法をとりまとめてマニュアル化し、東京都からの委託によりこのマニュアルに沿った公有地の植生管理等を行っています。

伝統的な農業や植生管理により、管理が行き届かなくなっていた谷戸景観が復元され、管理前と比較して新たに多くの貴重な種を含む89種の植物が記録されるなど、かつて生育・生息していた生きものが再び姿を現しつつあります。また、このような地元農家による谷戸の伝統的管理と復元された谷戸は、研究者から高い評価を受けています。

参考)環境省ホームページ(里なび)



写真提供) 東京都環境局

* 谷戸：台地や丘陵地が湧水などの浸食によって刻み込まれた地形。谷戸の多様な自然環境では多くの生きものが生育・生息している。